

(別紙2) 応募について

(1) スケジュール ※応募者の状況により変更する場合がある。

県(障害福祉課精神保健福祉室)ホームページによる公告開始	令和6年4月12日(金)
質問書の受付期限	4月17日(水) 午後4時必着(メールのみ)
質問書の回答	4月18日(木) までにメールで回答
参加表明書(2部)、応募申込書(6部)の提出期限	4月19日(金) 午後4時必着(郵送又は持参)
第1次審査(書類審査)	4月22日(月) 不合格者のみに連絡
第2次審査(プレゼンテーション)	4月24日(水) 詳細は別途通知
選考・採用業者の決定・選定結果の伝達	4月26日(金)
事業開始前事前協議	別途連絡

(2) 参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書の提出方法

ア 参加表明書(様式第1号) 2部(正本1部、写し1部)

イ 応募申込書(様式第2号) 6部(正本1部、写し5部)

ウ 業務計画書(様式第3号) 6部(正本1部、写し5部)

エ 企画提案書(様式は任意) 6部

※以下の事項を必ず記載すること。

① インターネット、SNS広告業務の実施実績について(県等の行政機関における)

② 県のインターネット、SNS広告業務に対する考え方、重視している点

③ 仕様書に示す委託事業の内容について下記の点について具体的に記載すること。

・インターネット広告の資質維持・向上に向けた取組について

・インターネット広告業務に関して仕様書に示す以外の独自に工夫して実施すること。

・LINE相談等の効果的な周知に関するイメージ

④ 管理体制(人員配置等)について

⑤ 団体又は業務の提供に際しての長所やセールスポイント

※大きさは日本産業規格A4とする。日本産業規格A3を用いる場合は、A4に折りたたむこと。企画提案書は正本及び写しは原則としてカラーとし、製本はホチキス留めすること。

オ 見積書(様式は任意) 6部(正本1部、写し5部)

※あて名を静岡県知事とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。

業務内容ごとに見積金額の内訳を記載すること。

なお、発行責任者及び担当者が記載されている場合は押印を省略できることとする。

カ 作成に用いる言語等 言語は日本語、通貨は日本円とする。

キ 企画提案書の無効 提出された書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

(3) 質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第4号）をメールにて送付すること。

(別紙3) 選定について

(1) 第1次審査(書類審査)

- ア 審査方法 委員会事務局(障害福祉課)にて書類審査を行う。
- イ 審査基準 要綱、趣旨、形式等の項目を審査する。
- ウ 結果通知
不合格と認められた場合のみ4月22日(月)までに結果を通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

- ア 審査日時 令和6年4月24日(水)
※1提案者あたりの所要時間は、説明15分以内、質疑応答約10分とする。
- イ 審査場所 静岡市内
※集合場所、時間等は、各応募者に別に連絡する。
- ウ 審査方法
応募者によるプレゼンテーションを「令和6年度静岡県ICT等活用による若者向け相談窓口周知事業委託先選定委員会」の委員5名が審査する。
- エ 審査基準 別添「第2次審査 審査表」に基づき審査する。

(3) 委託先候補者の選定

第2次審査(プレゼンテーション)の合計点による順位のみではなく、委託先としての適否に係る審査委員の意見交換を踏まえ、出席した審査委員の賛同をもって委託先候補を決定する。選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

第2次審査 審査表

項目	具体的な観点	評価点
1 団体に関する事	・インターネット広告の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。	5・4・3・2・1
	・インターネット広告の管理運用ができる人員が確保されているか。	5・4・3・2・1
2 業務内容に関する事	・県のインターネット広告業務に対する考え方、重視している点は適切か。	5・4・3・2・1
	・LINE相談等の周知について、悩みを抱えた若年層が相談しようと思える内容となっているか。	5・4・3・2・1
	・仕様書に示す以外の独自工夫が効果的なものとなっているか。	5・4・3・2・1
3 意欲や熱意に関する事	・広告業務の実施に対する意欲や熱意が認められるか。	5・4・3・2・1
4 収支計画に関する事	・見積書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。	5・4・3・2・1
5 社会的取組に関する事	・持続可能な開発目標（SDGs）に資する取組等を行っているか。	5・4・3・2・1
合計点（40点満点）		

※各項目を5点満点で評価

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない）